平成３０年度福島県被災宅地危険度判定士養成講習会

１　日時及び場所

平成３１年１月３０日（水）１３：３０～１６：３０　受付１３：００から

　　　郡山市労働福祉会館３階「大ホール」

２　受講対象者

（１）新規

福島県被災宅地危険度判定士登録要綱第4条第1項各号のいずれかに該当する希望者

（２）登録更新

　　　　平成２５年度に被災宅地危険度判定士の登録をした者（登録有効期限：31年3月31日）

　　　　ただし、下記のいずれかに該当する者は、登録更新の際、申告書の提出により講習会の受講をしなくとも更新を可とする。

　　　　①　現在の登録有効期間内に、被災宅地危険度判定士として派遣されたことがある者

②　特定の資格（技術士（建設部門に限る。）、一級建築士、土木・造園・建築に関する一級施工管理技士）を保有している者

　　　　③　現在、国、地方公共団体、民間企業等の職員として、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して職務を行っている者

３　講師

公益社団法人全国宅地擁壁技術協会

福島県土木部まちづくり推進課

４　受講料

　　　無料

５　テキスト

　　　各自にて用意（福島県ホームページよりダウンロード）

６　講習会次第

　　　１３：００～１３：３０　受付

　　　１３：３０～１３：３５　挨拶

　　　　　　　　　　　　　　　　未定

　　　１３：３５～１３：５０　被災宅地危険度判定制度について

　　　　　　　　　　　　　　　　福島県土木部まちづくり推進課担当

　　　１３：５０～１４：５０　被災宅地危険度判定技術について

　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会講師

　　　１４：５０～１５：００　休憩

　　　１５：００～１６：００　被災宅地危険度判定実施例について

　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会講師

　　　１６：００～１６：１０　質疑

　　　　　（　講義終了　）

　　　１６：１０～１６：３０　受講修了証、福島県被災宅地危険度判定士登録証の交付

　　　１６：３０　　　　　　　終了予定

※　福島県被災宅地危険度判定士登録要綱第４条第１項

　　第1号　宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに該当する者

　　第2号　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関する技

術に関して３年以上の実務経験を有する者

　　第3号　国又は地方公共団体等の職員及びこれらの職員であった者で、土木、建築又は宅地開発に関して10年以上の実務経験を有し、知事が認めた者